

競争入札参加資格審査申請書の変更届について

【建設工事、委託（測量・建設コンサルタント等、用地取得事務）用】

競争入札参加資格審査申請書の提出後、申請事項に変更があったときは、競争入札参加資格審査申請変更届に変更事項を記載し、関係書類を添えて提出してください。

1 提出先及び提出方法

提出先

徳島市 総務部 契約監理課

【住所】〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地（徳島市役所6階）

【電話】088-621-5326・5327

提出方法

- 県内業者 → 持参に限る。
- 県外業者 → 持参又は郵送。

2 提出にあたっての注意事項

- (1) 変更届については徳島県との共同受付を実施していませんので、申請事項に変更があった場合は、必ず徳島市総務部契約監理課へ変更届を提出してください。
- (2) 建設工事と測量・建設コンサルタント等、複数の資格を有している場合は、それぞれの業務ごとに変更届を提出してください。
- (3) 県外業者で郵送により提出する場合は、担当者名と連絡先を記入してください。
- (4) 会社の控え等に受付印が必要な場合は、各自で受付用の用紙を準備の上、変更届と一緒に提出してください。その際、郵送による送付を希望する場合は、切手を貼付した返信用封筒もあわせて提出してください。
- (5) 建設工事業者について、入札参加資格有資格者名簿に登載後の新たな総合評定値通知書の送付は不要です。
- (6) 使用印鑑の変更については、契約途中で使用印鑑を変更する場合のみ、契約監理課（用地取得事務については、各担当課）へ個々の契約ごとに「使用印鑑変更届」を提出してください。契約途中以外に使用印鑑を変更した場合は、本欄による変更届の提出は不要です。

3 変更届の様式のダウンロード先

変更届及び使用印鑑変更届の様式は徳島市ホームページの「入札・契約情報」の「競争入札参加資格審査申請書の変更届（工事等）」のページからダウンロードできます。なお、県外業者の変更届については、任意の様式を使用していただいても構いません。

（アドレス）

https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/kouji/sanka_shikaku/henkou.html

4 主な変更事項に係る必要書類

【各業者共通】

変更事項		添付書類	備考
1	商号又は名称	(1) 登記事項証明書【法人】(写) (2) 建設業許可の変更届出書(写) (3) 委任状(年間委任している場合)	(2)は建設工事業者のみ提出 (3)は県外業者のみ提出
2	組織変更	(1) 登記事項証明書【法人】(写) (2) 建設業許可の変更届出書(写) (3) 委任状(年間委任している場合)	(2)は建設工事業者のみ提出 (3)は県外業者のみ提出
3	代表者の氏名又は役職名	(1) 登記事項証明書【法人】(写) (2) 建設業許可の変更届出書(写) (3) 委任状(年間委任している場合)	(2)は建設工事業者のみ提出 (3)は県外業者のみ提出 ※ 役職名のみの変更の場合は、添付書類は不要
4	主たる営業所の所在地	(1) 登記事項証明書【法人】(写) (2) 建設業許可の変更届出書(写) (3) 委任状(年間委任している場合)	(2)は建設工事業者のみ提出 (3)は県外業者のみ提出
5	年間委任先の新設・変更 〔県外業者〕	(1) 委任状 (2) 建設業許可の申請書又は変更届出書 (別紙営業所一覧表を含む)(写) (3) 最新の総合評定値通知書(写)	(2)(3)は工事業者のみ提出 ※ 委任先の営業所に変更が無い場合(支店長の変更のみ等)は、(2)(3)の提出は不要
6	電話番号又はファックス番号	(不要)	※ 変更届に変更事項のみ記載してください。
7	入札参加資格の取り下げ	(1) 廃業届(写)	(1)は廃業による場合のみ提出 ※ 廃業によらない場合は、添付書類は不要

※ 添付書類のうち、建設業許可の申請書又は変更届出書の写しについては、行政機関の受付印のあるものを添付してください。(以下同じ)

※ 2の組織変更において、合併、分割、事業譲渡等による変更の場合は、再申請が必要な場合がありますので、事前に契約監理課へお問い合わせください。

※ 建設工事で年間委任する場合、登録工種は委任先の営業所の許可業種に限ります。

【建設工事業者のみ】

変更事項		添付書類	備考
8	建設工事の種類削除 〔県内業者〕	(1) 建設業許可の申請書又は変更届出書(写) (2) 最新の総合評定値通知書(写)	※ 県内業者の年度途中の追加は不可

【建設工事業者のみ（続き）】

変更事項		添付書類	備考
9	建設工事の種類の変更 〔県外業者〕	(1) 建設業許可証（写） (2) 建設業許可の申請書又は変更届出書 （別紙営業所一覧表を含む）（写） (3) 最新の総合評定値通知書（写）	※ 削除の場合は、添付書類は不要
10	建設業の許可区分の変更 （一般・特定）	(1) 建設業許可の申請書又は変更届出書 （別紙営業所一覧表を含む）（写）	※ 県内業者は、別紙営業所一覧表は不要

【推進・解体工事業者のみ】

変更事項		添付書類	備考
11	技術者の異動	(1) 技術者の資格者証（写） (2) 技術者の健康保険被保険者証（写）	※ 削除のみの場合は、添付書類は不要

※ 技術者の退職等による異動に伴い、推進・解体工事の入札参加資格の条件を満たさなくなった場合は、資格を失うこととなりますので、ご注意ください。

【測量・建設コンサル等業者又は用地取得事務業者のみ】

変更事項		添付書類	備考
12	登録業種の追加	(1) 登録通知書等、証明できる書類（写） (2) 技術者の資格者証（写） (3) 技術者の健康保険被保険者証（写） (4) 技術者の雇用保険被保険者証（写）	(1)は測量等の行政機関への登録が必要な業種のみ提出 (2)(3)(4)は追加業種に係る技術者のみ提出（県外業者は提出不要）
13	登録業種の削除	（不要）	※ 変更届に変更事項のみ記載してください。